

## ごみ処理基本計画（案）に関する意見等の募集結果

- 1 実施期間：令和6年3月6日（水）～令和6年4月4日（木）
- 2 意見件数：2名／20件
- 3 提出された意見等及び提出された意見等に対する市の考え方：以下のとおり

【募集結果一覧表】

No.	ページ番号	章・節番号	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
1	P3	第1章 第3節	計画の位置付け	計画の位置付けについて ①図1-2 本計画の位置付けでは、桶川市第六次総合計画～環境基本計画が上位となり、それに基づくごみ処理基本計画となっている。	P3の図1-2は、桶川市第六次総合計画が上位計画で、桶川市環境基本計画は関連計画として整合性を図ることを示しています。
2	P3	第1章 第3節	計画の位置付け	②しかし、桶川市環境基本計画は、2021年度で終了、人口予測は、2020年度77,000人となっている。	桶川市環境基本計画は、2012年（平成24年）に策定したものであり、計画における2020年（令和2年）人口は、桶川市第五次総合振興計画に基づき、77,000人と見込んでいます。
3	P3	第1章 第3節	計画の位置付け	③順序が逆で、整合性がない。ごみ処理施設を急ぐあまり、基本となる考え方や計画が逆になっていることは、環境基本法の環境基本計画を定めた第15条に基づき、同法第36条「地方公共団体は、第五節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。」を遵守していないことになる。総合計画が遅れたことが理由にはならない。	環境基本計画は10年間の計画期間となることから、市の最上位計画である第六次総合計画が策定された後に、関連計画との整合性を図りながら、現在、新たな環境基本計画の策定を進めています。 また、環境基本法第15条は国が策定する環境基本計画の規定であり、同法第36条は、同法第19条から第31条までの国が定める施策等を地方公共団体が総合的かつ計画的に推進することを規定しています。
4	P3	第1章 第3節	計画の位置付け	④一方、川島町の環境基本計画では、2021年3月に改定をしている。両者の整合性も取れず、信頼できる計画となっていない。	ごみ処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、各市町がそれぞれ策定するものです。本計画は、川島町と桶川市がそれぞれ策定し、1つの冊子に取りまとめています。
5	P3	第1章 第3節	計画の位置付け	⑤最も基本的な位置づけが、いい加減であることは市民の信用を無くす。位置づけの中にいきさつと理由を明記すべきである。そのうえで、どのデータを採用したか明確にする。	P3の図1-2は、桶川市第六次総合計画が上位計画で、桶川市環境基本計画は関連計画として整合性を図ることを示しています。 人口の見込みについては、P91に記載のとおり、桶川市第六次総合計画の将来人口を採用しています。 いただきましたご意見を踏まえ、計画の位置付けについて、分かりやすい表記とするため、P3の図1-2に、 「※本計画は、国や県の関連する計画等を踏まえたものとしています。」 「※本計画の上位計画は、第6次川島町総合振興計画、桶川市第六次総合計画です。」 「※本計画に関連する計画は、川島町環境基本計画（見直し版）、桶川市環境基本計画、川島町災害廃棄物処理計画、桶川市災害廃棄物処理計画などです。」を追記します。

No.	ページ番号	章・節番号	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
6	P12	第2章 第1節	2.桶川市 (1)人口動態	人口動態における桶川市環境基本計画について ①現存の環境基本計画では、2024年予測は77,000人である。 ②一方、現在のごみ処理基本計画では、2024年72,011人となっている。 ③実際の人口は、2023年74,680人で、立案し、目標としてきた計画に対する安易さが見て取れる。過去の2つの計画をどのようにとらえ、総括を明記するべきである。	桶川市環境基本計画は、2012年（平成24年）に策定したものであり、同計画第2章における「計画の背景」の中で人口の推移を示しており、2020年（令和2年）の人口を77,000人で見込んでいます。 計画作成時に見込んだ人口と実際の人口に差異が生じていますが、計画の執行には影響がないものと考えています。 現在のごみ処理基本計画（桶川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編））は、2019年（平成31年）に策定したものであり、2024年（令和6年）の人口は、72,011人で見込んでいます。 同じく、計画策定時に見込んだ人口と実際の人口に差異が生じていますが、計画の執行には影響がないものと考えています。
7	P48	第2章 第2節	2.桶川市 (2)ごみ処理体制 (2)ごみの分別区分	さいたま市のように、プラゴミも可燃ごみとして燃やせないのか？ さいたま市から桶川市に引っ越してきて、ゴミの分別に大変苦労し、日々のストレスになっている。	プラスチックについては、令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことから、法の趣旨や補助金の交付要件等を考慮すると、新たに整備するごみ処理施設では、可燃ごみとして燃やすことはできないと認識しています。 そのため、本市では、ごみ減量化や資源化を進めることを踏まえ、分別を行っています。 引き続き、ご協力をお願いいたします。
8	P49	第2章 第2節	2.桶川市 (2)ごみ処理体制 (3)ごみの排出方法と運営管理体制	またもえなごみ、資源物についての収集日が少なく、家にゴミがたまってしまうため、週1回の収集にしてほしい。	ごみの収集頻度については、ごみの減量化や資源化、収集の効率性や費用など、総合的な視点で検討を行っています。 引き続き、ご協力をお願いいたします。 いただきましたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
9	P49	第2章 第2節	2.桶川市 (2)ごみ処理体制 (3)ごみの排出方法と運営管理体制	そして、ゴミ袋有料というのが解せぬ。物価高に苦しみ、賃金も上がらず、税金ばかりばったくられて、ゴミ袋を買うお金の余裕はない。特定の袋ではなくても可にするか、各家庭に無料配布（ゴミ袋）してほしい。せめてゴミが多く出る子育て世代だけでもお願いしたい。桶川市はとても住みづらいので、なんとか改善してもらいたい。	ごみの市指定袋については、ごみ分別に対する啓発などのために導入しています。 引き続き、ご協力をお願いいたします。 いただきましたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	ページ番号	章・節番号	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
10	P41 P68	第2章 第2節	1.川島町 (4)ごみ処理の評価 ①国、県及び既存計画の目標に関する評価 オ 施策の実施状況 表2-23 川島町の施策実施状況 2.桶川市 (4)ごみ処理の評価 ①国、県及び既存計画の目標に関する評価 オ 施策の実施状況 表2-41 桶川市の施策実施状況	施策の実施状況 表 2-23 川島町の施策実施状況、表 2-41 桶川市の施策実施状況の評価があるが、いずれも自己評価で、客觀性に乏しい。評価は基準を示した上で紹介でないと、市民町民に失礼である。	P68の表2-41は、施策の実施状況を示したものですので、ご意見を踏まえ、表中の「評価」を「実施状況」に、「評価内容」を「実施内容」に改めます。
11	—	全般	記載内容	計画について ①紙の省力化などを唱えながら、両市町が同じ内容を数十ページにわたって載せている。それこそ紙の無駄であり、施策に自らが反している。 ②同じ内容なら、一緒にし、異なる施策については、表で示すなどにして、わかりやすくすべきである。	ごみ処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、各市町がそれぞれ策定するものです。 本計画は川島町と桶川市がそれぞれ策定し、各市町の計画を1つの冊子に取りまとめるため、同じ内容であっても、川島町と桶川市の内容を別々に記載し、各市町ごとに計画を把握しやすい構成としています。
12	P123	第3章 第4節	2.桶川市 (1)市の役割 ア店頭回収の推進	桶川市の役割について ①店頭回収の推進に関し、スーパー等で食品トレーや紙パック等の店頭回収について、資源物の店頭回収を行っている店舗及び品目一覧を桶川市のホームページで公開し、住民への周知を図っている。とあるが、高齢者、障がい者、仕事帰りの市民などは、自宅から持てて来るのは困難である。店頭回収だけでなく、ペットボトル、トレー、その他などのプラスチックの分別を徹底し、リサイクルの量を増やす取り組みを入れる。	プラスチックなどの店頭回収の推進は、ごみ減量化や資源化に有効な施策の1つと考えています。 ご意見のとおり、資源化量を増やすための施策は重要と考えています。 P111の「桶川市のごみの排出抑制の方策－減量化－（市の役割）」及びP 123の「桶川市のごみ排出抑制の方策－資源化－（市の役割）」を推進してまいります。 いただきましたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	ページ番号	章・節番号	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
13	P111 P123	第3章 第3節 第4節	2.桶川市 (1)市の役割 2.桶川市 (1)市の役割	②これまでの取り組みしか計画になく、せめて新しい4Rの施策を盛り込むべき。検討内容ではなく、計画に入れる。	現在のごみ処理基本計画（桶川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編））と比較し、3きり運動やフードドライブの推進、ごみ減量化に向けた組織との連携などを新たな施策としています。 実効性がある取組となるよう努めてまいります。
14	P123	第3章 第4節	2.桶川市 (1)市の役割 ウ 有機ごみの資源化の推進	③「枝・草などの有機ごみの処理を民間事業者に委託し、チップ化することでバイオマス発電の燃料として活用している」とあるが、すべてコストをかけなければ取り組みは可能である。民間業者の委託で予算をかけることだけでなく、自前のチップ化も目指すべきである。	ごみの資源化の推進には、多くのコストがかかります。 また、公共でごみの資源化を実施する場合、設備費や人件費などが必要となります。 今後も、民間事業者へ委託するアウトソーシング以外の経済的な手法など、調査研究してまいります。
15	P124	第3章 第4節	2.桶川市 (1)市の役割 エ 資源化対象品目の拡大	④紙おむつや廃食油（使用済天ぷら油）等、資源化可能な対象品目についての情報収集に努めるという消極的な姿勢ではなく、川島町の取り組みに倣い、リサイクルを実施すべきである。	P120で記載のとおり、川島町では紙おむつの資源化について検討を行うことや、廃食油（使用済天ぷら油）等の資源化の情報収集に努めることとしています。 本市ではP124で記載のとおり、引き続きプラスチック使用製品廃棄物、剪定枝、草木類等の資源化を行うことや、紙おむつや廃食油（使用済天ぷら油）等の資源化の情報収集に努めています。 紙おむつや廃食油（使用済天ぷら油）等は、排出方法や収集方法など、現状の処理工程では課題があることから、今後も他団体の事例等の情報収集に努めるなど、調査研究してまいります。
16	P125	第3章 第4節	2.桶川市 (3)事業者の役割	⑤事業系生ごみの資源化では、学校給食の食品残渣も民間事業者へ搬入し、減量化とリサイクルを施策とすべき。	学校給食の食品残渣は、ごみ減量化のための現在の取り組みを引き続き実施するとともに、P114の「ト事業者としての市の率先行動」として、公共施設等から発生するごみの減量化の取組として実施できるよう、今後も他団体の事例等の情報収集に努めるなど、調査研究してまいります。
17	P131	第3章 第6節	2.桶川市 (3)最終処分計画 ③最終処分の将来計画	最終処分について 川島町と桶川市では大きな違いがあるが、桶川市も川島町と同様リサイクルにすべきである。 不燃残渣の処分方法は、広域化と関係なく、検討ではなく、速やかに実施すべきである。	不燃残渣の処分については、現在、ごみの減量化や資源化のための取組を実施するとともに、安定した処理に努めています。 今後も他団体の事例等の情報収集に努めるなど、調査研究してまいります。 いただきましたご意見を踏まえ、P131の「③最終処分の将来計画」について、「ごみ処理の広域化に向けて、」を削除します。
18	P135	第3章 第7節	3.広域 (3)検討の方向性	検討の方向性について 「分別区分については、統一の可否や分別をどの程度詳細に行うか等は、新ごみ処理施設での受け入れ体制や施設の仕様にも影響するため、早期に検討を行います」とあるが、これがごみ処理の基本計画とはいがたい。これらが定まって、初めて計画となり、市民、町民の意見を保証できる体制になるはずである。	ごみの分別区分については、P127に記載しています。 P135については、ごみ処理施設整備にあたり、今後の検討の方向性を記載しています。

No.	ページ番号	章・節番号	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
19	P135	第3章 第7節	3.広域 (3)検討の方向性	名称とは何か。処理施設のことなら、ごみ処理基本計画に関係ない。住民目線の観点から検討を行うなら、わかりやすく、環境基本計画を前提とした計画にすべき。	名称とは、分別区分の名称です。 いただきましたご意見を踏まえ、検討の方向性について、分かりやすい表記とするため、P135の2段落目の「名称について」を「分別区分の名称について」に改めます。
20	P135	第3章 第7節	3.広域 (3)検討の方向性	「収集及び処理体制についても、統一の可否も含めて、両市町の住民の生活に支障が出ないよう、最大限配慮しながら検討を進めます。」は、ごみ処理基本計画ではない。 再度、計画が確定してから、市町民の意見を求めるべきである。	ごみの収集及び処理体制については、P130、P131に記載しています。 P135については、ごみ処理施設整備にあたり、今後の検討の方向性を記載しています。